

諮問日：平成30年3月9日（平成29年度（最情）諮問第87号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第56号）

件名：裁判官等の懲戒処分の概要がわかる文書等の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年11月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない部分まで不開示とされている。原判断において不開示とされた部分のうち処分の内容や種類、処分の理由、当事者の官職名等を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙2記載1から3の文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、被処分者の氏名とともに処分の内容等が記載されているから、法5条1号に規定する個人識別情報である。

原判断においては、現実に公にされたことを最高裁判所において把握している懲戒処分が同号ただし書イに該当するものと判断したが、改めて検討した結

果、現実に公にされたか否かが必ずしも明らかではなくとも、懲戒処分公表指針を踏まえて検討すると公にすることが予定されていると解される情報（別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分）については、同号ただし書イに該当するものとして開示すべきものとするに至った。

2 別紙2記載4の文書のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。）には、職員の印影及び注意の対象者の氏名とともに事案の概要等が記載されているから、法5条1号に規定する個人識別情報である。

また、本件不開示部分2には、注意に関する内容等が記載されている。注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的とするものであって、懲戒処分のような制裁的実質を含んだ処分とは異なるものであり、その性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものであるというべきところ、注意に関する内容等の情報は、これを開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生じる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 平成30年3月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年8月24日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月21日 | 審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月16日 | 審議 |
| ⑧ | 同年12月21日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙2記載1から3の文書を見分した結果によれば、本件不開示部分1には、被処分者の氏名とともに処分の内容等が記載されていることが認められる。その記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分1は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められる。

最高裁判所事務総長は、同号ただし書イからハに該当する部分について、原判断においては、現実に公にされたことを最高裁判所において把握している懲戒処分が同号ただし書イに該当するものと判断したが、改めて検討した結果、現実に公にされたか否かが必ずしも明らかではなくとも、懲戒処分の公表指針を踏まえて検討すると公にすることが予定されていると解される情報（別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分）は、同号ただし書イに該当するものとして開示すべきものと考えに至ったと説明する。このような説明の内容及び見分の結果によれば、本件不開示部分1のうち別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分については、裁判所における懲戒処分の公表指針により公にすることが予定されている情報であり、同号ただし書イに該当するものと認められる。しかし、その余の部分については、見分の結果を踏まえて検討しても、同号ただし書イに該当するものとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件不開示部分1のうち別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分については、同号ただし書イに該当するものと認められ、開示すべきであるが、その余の部分については、同条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 別紙2記載4の文書を見分した結果によれば、本件不開示部分2には、職員の印影及び注意の対象者の氏名とともに、当該注意に係る事案の概要等が記載されていることが認められる。職員の印影及び注意の対象者の氏名が法5条1号に規定する不開示情報に相当することは明らかであり、当該注意に係る事案の概要等についても、その記載内容から見れば、同号に規定する個人識別情報

と認められ、同号ただし書イからハに該当する事情は認められない。また、注意については、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であり、その性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものというべきであって、本件不開示部分2のうち注意の内容等については、これを開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分2については、同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別表の「開示すべきとする部分」欄に掲げる部分は法5条1号ただし書イに該当すると認められるから、開示すべきであるが、その余の部分は同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、不開示としたことは妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官及び裁判所職員の平成28年の懲戒処分の概要がわかる文書すべて
- 2 最高裁判所及び下級裁判所の裁判官及び裁判所職員の平成28年の監督上の措置（訓戒・注意）の概要がわかる文書すべて

別紙 2

- 1 懲戒処分書
- 2 処分説明書
- 3 処分実施報告書
- 4 決裁票

(別表)

2 処分説明書

	開示すべきとする部分
	処分の内容の処分の理由欄のうち2行目中32文字目から37文字目まで

3 処分実施報告書

	開示すべきとする部分
1 丁目	①所属庁欄
	②官職名欄
	③氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	④事件名欄
	⑤処分結果の実施年月日欄
	⑥処分結果の懲戒処分欄
2 丁目	①現官職欄のうち1行目
	②処分の内容欄
	③懲戒処分書に係る月日
3 丁目	①被処分者の所属欄
	②被処分者の官職欄
	③処分の内容の処分発令年月日欄
	④処分の内容の処分効力発生年月日欄
	⑤処分の内容の根拠法令欄
	⑥処分の内容の処分の種類及び程度欄

4丁目	<p>4行目中1文字目から9文字目まで及び23文字目から29文字目まで、5行目中8文字目から12文字目まで及び33文字目から35文字目まで、6行目中1文字目から7文字目まで及び17文字目から35文字目まで、7行目、8行目中1文字目及び8文字目から33文字目まで、9行目中16文字目から21文字目まで及び25文字目から33文字目まで、10行目中12文字目から35文字目まで、11行目、12行目中1文字目から7文字目まで、14文字目から20文字目まで及び34文字目から36文字目まで、13行目中1文字目から4文字目まで及び17文字目から33文字目まで、14行目中3文字目から5文字目まで及び26文字目から33文字目まで、15行目中18文字目から34文字目まで、16行目中3文字目から6文字目まで、17行目中1文字目、18行目中17文字目から21文字目まで及び30文字目から35文字目まで、19行目中1文字目から14文字目まで及び19文字目から28文字目まで、20行目中1文字目から7文字目まで、13文字目から19文字目まで及び33文字目から36文字目まで、21行目中1文字目から3文字目まで及び16文字目から35文字目まで、22行目中1文字目から4文字目まで及び23文字目から30文字目まで、23行目中14文字目から30文字目まで及び33文字目から35文字目まで、24行目、25行目中1文字目</p>
-----	--

5丁目	<p>1行目中1文字目，2行目中14文字目から24文字目まで及び31文字目から35文字目まで，3行目中1文字目から4文字目まで及び20文字目から25文字目まで，4行目中1文字目，5行目中23文字目から35文字目まで，6行目中1文字目から6文字目まで及び18文字目から35文字目まで，7行目中1文字目から4文字目まで及び16文字目から21文字目まで，8行目中1文字目から6文字目まで及び19文字目から25文字目まで，9行目中3文字目から9文字目まで，12文字目から20文字目まで及び27文字目から35文字目まで，10行目中1文字目から6文字目まで，12文字目から18文字目まで及び32文字目から36文字目まで，11行目中1文字目，2文字目及び15文字目から36文字目まで，12行目中1文字目，2文字目及び23文字目から30文字目まで，13行目中16文字目から29文字目まで及び32文字目から36文字目まで，14行目，15行目中1文字目から7文字目まで，14文字目から20文字目まで及び34文字目から36文字目まで，16行目中1文字目から4文字目まで，19行目中1文字目から6文字目まで，13文字目から19文字目まで及び33文字目から35文字目まで，20行目中1文字目から4文字目まで，23行目中1文字目，5文字目から11文字目まで，15文字目から21文字目まで及び25文字目から35文字目まで，24行目中1文字目から9文字目まで，23文字目から28文字目まで，34文字目及び35文字目，25行目</p>
6丁目	<p>①所属庁欄</p> <hr/> <p>②官職名欄</p>

	③氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	④事件名欄
	⑤処分結果の実施年月日欄
	⑥処分結果の懲戒処分欄
7丁目	①被処分者の所属欄
	②被処分者の官職欄
	③処分の内容の処分発令年月日欄
	④処分の内容の処分効力発生年月日欄
	⑤処分の内容の根拠法令欄
	⑥処分の内容の処分の種類及び程度欄
8丁目	2行目中7文字目から32文字目まで，3行目中28文字目から34文字目まで，4行目中14文字目から19文字目まで及び35文字目から37文字目まで，5行目，6行目中1文字目から28文字目まで，7行目中27文字目から31文字目まで，8行目，9行目中1文字目から4文字目まで，10行目中24文字目から37文字目まで，11行目，12行目中1文字目から12文字目まで
9丁目	処分結果の懲戒処分欄のうち「月間」及び「/」の文字
12丁目	①官職名欄うち1文字目から6文字目まで

	②氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	③事件名欄
	④処分結果の実施年月日欄
	⑤処分結果の懲戒処分欄
1 3 丁目	①現官職欄のうち1行目
	②処分の内容欄
	③懲戒処分書に係る月日
1 4 丁目	①被処分者の官職欄
	②処分の内容の処分発令年月日欄
	③処分の内容の処分効力発生年月日欄
	④処分の内容の根拠法令欄
	⑤処分の内容の処分の種類及び程度欄
1 5 丁目	3行目中1文字目から8文字目まで，7行目中23文字目から27文字目まで，8行目中10文字目，11文字目及び14文字目から36文字目まで，9行目中1文字目から9文字目まで，10行目中30文字目から34文字目まで，11行目中23文字目から26文字目まで，35文字目及び36文字目，12行目，13行目

16丁目	①官職名欄のうち1文字目から6文字目まで
	②氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	③事件名欄
	④処分結果の実施年月日欄
	⑤処分結果の懲戒処分欄
17丁目	①現官職欄のうち1行目
	②処分の内容欄
	③懲戒処分書に係る月日
18丁目	①被処分者の官職欄のうち1文字目から6文字目まで
	②処分の内容の処分発令年月日欄
	③処分の内容の処分効力発生年月日欄
	④処分の内容の根拠法令欄
	⑤処分の内容の処分の種類及び程度欄
19丁目	3行目中1文字目から9文字目まで，12文字目及び13文字目， 6行目中10文字目から14文字目まで，8行目中1文字目から4 文字目まで及び13文字目から36文字目まで，9行目中1文字目 から9文字目まで，11行目中19文字目から23文字目まで，1

	2行目中11文字目から14文字目まで及び17文字目から36文字目まで，13行目，14行目
20丁目	処分結果の懲戒処分欄のうち「月間」及び「/」の文字
23丁目	処分結果の懲戒処分欄のうち「月間」及び「/」の文字
26丁目	処分結果の懲戒処分欄のうち「月間」及び「/」の文字
29丁目	①所属庁欄
	②官職名欄
	③氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	④級号俸等欄
	⑤事件名欄
	⑥処分結果の実施年月日欄
	⑦処分結果の懲戒処分欄
30丁目	①被処分者の所属欄
	②被処分者の官職欄
	③被処分者の級及び号俸欄
	④処分の内容の処分発令年月日欄

	⑤処分の内容の処分効力発生年月日欄
	⑥処分の内容の根拠法令欄
	⑦処分の内容の処分の種類及び程度欄
3 1 丁目	2 行目中 7 文字目から 3 9 文字目まで， 3 行目， 4 行目中 1 文字目及び 1 6 文字目から 3 9 文字目まで， 5 行目中 1 文字目から 8 文字目まで及び 2 9 文字目から 3 9 文字目まで， 6 行目中 1 文字目から 1 5 文字目まで， 7 行目中 4 文字目から 1 8 文字目まで及び 2 8 文字目から 3 9 文字目まで， 8 行目中 1 文字目から 4 文字目まで及び 2 6 文字目から 3 9 文字目まで， 9 行目， 1 0 行目中 1 文字目から 2 8 文字目まで及び 3 1 文字目から 3 5 文字目まで， 1 1 行目中 1 文字目及び 1 8 文字目から 3 9 文字目まで， 1 2 行目中 1 文字目から 1 0 文字目まで， 1 3 行目中 2 9 文字目から 3 9 文字目まで， 1 4 行目中 1 文字目から 1 5 文字目まで， 1 5 行目中 1 文字目から 2 0 文字目まで及び 3 2 文字目から 4 0 文字目まで， 1 6 行目中 2 文字目から 3 9 文字目まで， 1 7 行目， 1 8 行目中 1 文字目から 9 文字目まで及び 1 2 文字目から 1 6 文字目まで， 1 9 行目中 1 文字目及び 2 0 文字目から 3 9 文字目まで， 2 0 行目中 1 文字目から 1 2 文字目まで， 2 1 行目中 1 5 文字目から 3 6 文字目まで， 2 2 行目中 3 1 文字目から 4 0 文字目まで， 2 3 行目中 1 文字目から 5 文字目まで， 1 6 文字目から 2 4 文字目まで及び 2 6 文字目から 3 9 文字目まで， 2 4 行目， 2 5 行目中 1 文字目から 3 3 文字目まで及び 3 6 文字目から 4 0 文字目まで， 2 6 行目中 1 文字目及び 2 1 文字目から 3 9 文字目まで， 2 7 行目中 1 文字目から 1 3 文字目まで，

	28行目中23文字目から39文字目まで，29行目中1文字目から5文字目まで及び39文字目，30行目中1文字目から11文字目まで及び22文字目から30文字目まで，31行目中5文字目から39文字目まで，32行目，33行目中1文字目から12文字目まで及び15文字目から19文字目まで
32丁目	1行目中1文字目及び17文字目から39文字目まで，2行目，3行目中1文字目から22文字目まで及び33文字目から39文字目まで，4行目，5行目中1文字目から9文字目まで及び12文字目から16文字目まで，6行目中1文字目及び17文字目から39文字目まで，7行目，8行目中1文字目から19文字目まで及び30文字目から39文字目まで，9行目，10行目中1文字目から6文字目まで及び9文字目から13文字目まで，11行目中1文字目及び16文字目から39文字目まで，12行目中1文字目から35文字目まで，13行目中7文字目から19文字目まで及び25文字目から39文字目まで，14行目中1文字目から38文字目まで，15行目中5文字目から39文字目まで，16行目中1文字目から29文字目まで及び35文字目から38文字目まで，17行目中2文字目から5文字目まで，18行目中1文字目
33丁目	①所属庁欄
	②官職名欄
	③氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	④事件名欄

	⑤処分結果の実施年月日欄
	⑥処分結果の懲戒処分欄
34丁目	①現官職欄のうち1行目
	②処分の内容欄
	③懲戒処分書に係る月日
35丁目	①被処分者の所属欄
	②被処分者の官職欄
	③処分の内容の処分発令年月日欄
	④処分の内容の処分効力発生年月日欄
	⑤処分の内容の根拠法令欄
	⑥処分の内容の処分の種類及び程度欄
	⑦処分の内容の処分の理由欄のうち 1行目中7文字目から13文字目まで及び25文字目から29文字目まで、2行目中36文字目から39文字目まで、3行目中13文字目から42文字目まで、4行目中1文字目から14文字目まで
36丁目	①所属庁欄
	②官職名欄のうち1文字目から5文字目まで

	③氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	④事件名欄
	⑤処分結果の実施年月日欄
	⑥処分結果の懲戒処分欄
37丁目	①被処分者の所属欄
	②被処分者の官職欄
	③処分の内容の処分発令年月日欄
	④処分の内容の処分効力発生年月日欄
	⑤処分の内容の根拠法令欄
	⑥処分の内容の処分の種類及び程度欄
	⑦処分の内容の処分の理由欄
38丁目	①現官職欄のうち1行目
	②処分の内容欄
	③懲戒処分書に係る月日
39丁目	①官職名欄

	②氏名，性別，生年月日の欄のうち性別
	③事件名欄
	④処分結果の実施年月日欄
	⑤処分結果の懲戒処分欄
40丁目	①被処分者の官職欄
	②処分の内容の処分発令年月日欄
	③処分の内容の処分効力発生年月日欄
	④処分内容の処分説明書交付年月日欄のうち3文字目及び4文字目
	⑤処分の内容の根拠法令欄
	⑥処分の内容の処分の種類及び程度欄
41丁目	3行目中1文字目から9文字目まで，4行目中1文字目から26文字目まで，5行目中6文字目から31文字目まで，6行目，7行目中1文字目及び31文字目，8行目，9行目中1文字目から3文字目まで及び20文字目から31文字目まで，10行目，11行目中1文字目から8文字目まで，12行目中2文字目から32文字目まで，13行目
42丁目	1行目，別表の枠線，別表のうち「No.」，「事件番号」，「事件名」の文字及びNo.欄